自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「海洋業務群」を「海洋業務・対潜支援群」に改める。

第十八条の十の見出しを「（海洋業務・対潜支援群）」に改め、同条中「海洋業務群は」を「海洋業務・対潜支援群は」に、「海洋業務群司令部」を「海洋業務・対潜支援群司令部」に改め、「対潜資料隊」の下に「、対潜評価隊」を加える。

第十八条の十一の見出しを「（海洋業務・対潜支援群司令）」に改め、同条第一項中「海洋業務群の」を「海洋業務・対潜支援群の」に、「海洋業務群司令」を「海洋業務・対潜支援群司令」に改め、同条第二項中「海洋業務群司令」を「海洋業務・対潜支援群司令」に、「一等海佐」を「海将補」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三海洋業務群司令部の項を次のように改める。

海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	一種

附　則

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第九十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の十三中「事業用電気通信設備は」を「電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示するところにより」に、「が講じられなければ」を「を講じなければ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十九号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百九十八号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項の規定に基づき、標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

防衛大臣　中谷　元

標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令

標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「海洋業務群司令部」を「海洋業務・対潜支援群司令部」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十二月一日から施行する。